

北里大学、北里大学保健衛生専門学院、北里大学看護専門学校における
高等教育段階の教育費負担軽減新制度発足に伴う学生成績等確認に係る取扱要領

2019年3月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、文部科学省による2020年4月1日からの高等教育段階の教育費負担軽減新制度(以下、「負担軽減制度」という。)の発足に伴い、負担軽減制度に基づく給付・授業料減免措置に係る個人要件のうち、学生の成績・修業状態等の学内確認手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(実施部門)

第2条 本要領に定める確認手続きが必要な部門(以下、「各部門」という。)は、次のとおりとし、大学院は対象外とする。

- (1) 各学部
- (2) 保健衛生専門学院
- (3) 看護専門学校

(確認作業等)

第3条 各部門で行う確認作業等は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度1年間の所属学生の成績順位付け及び成績順位一覧表の作成
- (2) 前号に定める作業の結果に基づき、成績不振学生(文部科学省の設定する基準(下表)に該当する学生)の確認

<p><成績不振学生(負担軽減措置の打ち切り・警告)の判定基準> ※文部科学省公表資料「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針等」より</p>
<p><直ちに打ち切り></p> <ol style="list-style-type: none">i 大学等により、退学・停学その他の処分を受けた場合ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合iii 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の5割以下の場合iv 1年間の出席率が5割以下であるなど学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合
<p><警告(連続で打ち切り)></p> <ol style="list-style-type: none">i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合ii GPA(平均成績)等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合

(成績の順位付け及び成績順位一覧表の作成方法)

第4条 前条第1項第1号に規定する学生の成績の順位付け及び成績順位一覧表(以下「一

覧表」という。)の作成にあたっては、当該年度の履修科目の平均点を用いるものとし、各部門における「北島賞」または「オスカーフェルゼンフェルド賞」の選出方法を準用することとする。

2 成績の順位付けは、次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 順位付けに用いる科目の範囲（必修科目、選択科目、自由科目等）については、学科・専攻（専攻科）ごとの北島賞またはオスカーフェルゼンフェルド賞の選出方法に合わせる。
- (2) 集計にあたっては、原則として当該年度の在学学生全員を対象に順位付けする。ただし、集計時点で通常の在籍状態ではない学生（退学者及び停学・休学中の学生等）は、集計の対象外とする。
- (3) 集計単位は、学科・専攻（専攻科）のうちの最小単位とし、さらに学年ごとに集計する。

3 一覧表の作成にあたっては、次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 前項の成績の順位付けの結果を Excel データで取りまとめるものとする。
- (2) 一覧表の書式は原則として別表 1 のとおりとし、項目は次の①～⑦の 7 項目とする。
なお、部門の判断により、その他の項目を適宜追加することは、差し支えない。
 - ① 順位（通し番号）
 - ② 学籍番号（共通学籍番号）
 - ③ 氏名
 - ④ 対象科目の成績の平均点
 - ⑤ 直ちに打ち切りの該当
 - ⑥ 警告の該当
 - ⑦ 2年連続警告（打ち切り）の該当
- (3) 前号に定める一覧表の項目のうち、⑤・⑥については、第 3 条第 1 項第 2 号に示す表の判定基準に基づき、該当する項目番号（⑤：i～iv、⑥：i～iii）を入力する。併せて、⑥に 2 年連続で該当する場合は、⑦に「○」を入力する。

4 第 3 条第 1 項第 2 号に示す表の判定基準のうち、「～など学習意欲が（著しく）低いと大学等が判断した場合」の文言については、本学では「～など学習意欲が（著しく）低いと各部門が判断した場合」と読み替えるものとし、具体的な判断は各部門が行うものとする。

（成績不振学生の抽出）

第 5 条 前条第 3 項第 3 号の規定に基づき、一覧表の⑤・⑥・⑦で判定基準に基づく項目番号等が付された学生は、「成績不振学生」として、負担軽減制度における給付・授業料等減免の打ち切りまたは警告の対象とする。

（一覧表の提出）

第 6 条 各部門は、第 4 条第 3 項に基づき作成した一覧表について、学事企画部へメール

で提出するものとする。

(実施時期及び実施結果の提出)

第7条 第3条第1項各号に定める確認作業等の実施及び、前条に定める一覧表の提出については、原則として北島賞・オスカーフェルゼンフェルド賞の受賞者選出と同時期に行うものとする。

2 保健衛生専門学院臨床工学専攻科については、前項の定めのほか、前期終了時点においても、同様に実施するものとする。

(この要領に定めのない事項の取扱い)

第8条 この要領に定めのない事項については、都度学事企画部と関係部門により調整をするほか、適宜学事企画部から各部門へ通知等を行い対応するものとする。

(主管部署)

第9条 この要領の主管部署は、学事企画部とする。

(この要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、北里大学教育委員会の議を経て、学長が決定する。ただし、事前に保健衛生専門学院、看護専門学校の了解を得るものとする。

附 則 (北学総第 2018-13017 号)

1 この要領は、2019年3月1日から施行する。

2 本要領に基づく初回の作業は、2019年度の後期から実施する。

別表 1 学生の成績順位一覧表（様式）

[●●学部●●学科●●専攻 第●学年]

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
順位 (通し番号)	学籍番号 (共通学籍番号)	氏名	対象科目の成績の 平均点	打ち切りの 該当	警告の 該当	2年連続警告 (打ち切り)の 該当
1	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	98.12			
2	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	98.01			
3	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	96.05			
・ ・ ・ ・ ・						
27	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	65.86			
28	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	64.33		iii	
29	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	63.21			
30	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	61.01		ii	
31	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	60.07		ii	
32	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	59.05		ii	
33	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	58.72		ii	○
34	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	56.02		ii	
35	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	54.98		ii	
36	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	53.83		i、ii	○
37	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	51.64	ii	ii	
38	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	49.22	ii	ii	
39	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	45.05	ii、iv	ii	
40	□□□□□□□□	◇◇ ◇◇	23.56	ii、iii、iv	ii	